

徳島県告示第四百三十八号

令和三年徳島県告示第七百八十九号（指定金融機関の名称等を定める件）の一部を次のように改正し、令和六年九月三日から施行し、同年四月一日から適用する。

令和六年九月三日

徳島県知事 後藤田 正 純

三の表名西郡農業協同組合の項を削り、同表板野郡農業協同組合の項の項名を「徳島県農業協同組合」に改め、同表徳島北農業共同組合の項及び阿南農業協同組合の項から阿波みよし農業協同組合の項までを削る。